

一般財団法人日欧産業協力センター賛助会員規約

1. 賛助会員の資格

当面の間、賛助会員は在日本/日系の企業・団体（外資系を含む）・個人に限定させていただきます。お申込み後、一般財団法人日欧産業協力センター（以下 EUJC）のお申込み後、一般財団法人日欧産業協力センター（以下 EUJC）の承認・入金を経たものを賛助会員といたします。

下記の賛助会員メリットは賛助会員企業のグループ子会社の方も対象となります。当面 EU 関係、日欧政府関係の方々には下記メリットを享受することができます。

なお、申込書の虚偽記載、反社会的勢力との関係、EUJC 関係情報・活動の不正使用等 EUJC が不適当と判断した場合は会員資格の不承認、取消しを行う場合があります。

2. 賛助会員のメリット

1. EUJC 政策セミナーの優先登録（オンサイトの場合）、事後の録画視聴、資料閲覧

オンサイト・セミナーの場合は賛助会員様は優先的に登録することができます。また、賛助会員様は、当センターHPにて当日の録画ビデオおよびプレゼン資料の閲覧が可能となります。なお、EU 関係の方々には引き続き録画視聴、資料閲覧可能です。

2. EU ポリシー・インサイトの全文受信・閲覧

EU の政策について日本の産業界の視点に沿う解説・分析レポート「EU ポリシーインサイト」の全文受信・閲覧が可能です。

3. その他 EUJC 事業に関する相談

EUJC で行っている EU 企業とのビジネスマッチングの機会の提供等のビジネス支援サービス、インターン生の日 EU 間の相互派遣等の人材育成事業、ホライズン・ヨーロッパ・プログラムでの共同研究機会情報の提供等の科学技術・イノベーション促進の活動に関して、賛助会員の各社のご事情に応じて、これら事業の活用法についてご相談に応じさせていただきます。

3. 賛助会費・会期

賛助会費は、企業の場合 1 口 10 万円/年とし、大企業は 2 口（20 万円/年）以上、中小企業^注は 1 口（10 万円/年）以上、個人の場合は 1 口 2 万円/年とし、1 口以上でお願いいたします。

入会時期は、入会申込後、当センターの請求に基づき会費納入をされた月の初日に設定し、その後の 12 か月が会期となります。退会の場合、既納いただいている会費は返還いたしません。

なお、EUJC は一般財団法人であり、税制上の優遇措置を受けることのできる公益法人ではありません。

（注）[中小企業・小規模企業の定義](#)

4. 会員資格の更新

会期満了日の 1 週間前までに会員また EUJC から相手に対し書面による特段の意思表示がない限り、会期を 1 年ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

5. 著作権等

別段の定めのない限り、EUJC 関係の情報、コンテンツに関する著作権その他の知的財産権は EUJC に帰属します。賛助会員の方がこれら情報を無断使用することはできません。

6. 規約の変更

EUJC は事情により本規約を変更することがあります。その場合、HP 上で変更内容を掲示し、それをもって規約変更の通知が完了したものとします。

附則 本会員規約は、2024 年 7 月 1 日より実施。